

令和6年度 中津川市域学連携活動支援補助金募集要項

「域学連携」とは、大学生と大学教員が地域に入り、住民とともに地域課題の解決や地域づくりに継続的に取り組む活動のことで、学生の感性、行動力、大学教員の知識や経験を生かし、地域の活性化や人材育成へとつなげていくことを目的としています。

中津川市では、「域学連携」を地域の活力を生み出す重要施策として位置づけており、市内全域を学生たちのキャンパスとして、この取り組みを波及させ、地域の活性化につながるよう取り組んでいます。

地域と連携して学生の団体が実施する地域の課題解決や活性化を図るための調査・研究及び活動を支援します！



中津川市をキャンパスに域学連携しませんか？



地域を元気にするような学生の皆さんの活躍を期待しています！

◆募集期間

4月1日（月）8時30分から6月14日（金）17時15分まで

※予算残がある場合は上記期間を過ぎても申請を受け付ける場合があります。

◆補助金の額

- 予算の範囲内で補助対象経費を補助します。
（1事業につき10万円を上限とします。）
- 申請は1学校1事業のみとします。



地域×学生 連携

◆補助対象者

学生（大学院生、大学生、短期大学生及び専門学校生）で構成される団体で次の要件のすべてに該当するものとします。

- （1）構成員の数が5人以上の団体であること。
- （2）団体の活動を教員が指導していること。
- （3）中津川市より域学連携参画支援事業委託業務を受けた大学の団体でないこと。

◆補助対象経費

(1) 事業実施に直接かかる経費のうち次の表に該当するものです。

項目	補助対象経費
報償費	講師、専門家等への謝礼等
旅費	交通費、宿泊費等
需用費	事業の実施に必要な消耗品費、機材や車両等の燃料費、チラシ・ポスターの印刷製本費等
役務費	事業の周知・連絡等に要する郵便料等の通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び車両、物品、器具等のレンタル・リース料等
その他の経費	その他市長が必要と認める経費

(2) 以下の経費は補助対象になりません。

- ①事業の実施主体の運営に係る事務費等の経常的な経費
- ②事業の実施主体の構成員に対する人件費、謝礼、食糧費等
- ③他用途に転用可能な備品購入費
- ④その他補助の対象とすることが不適当と市長が認める経費

◆その他

- ・予算には限りがありますので募集期間内に申請を行った場合でも、審査の結果不交付となる場合があります。
- ・提出書類の様式や要綱、そのほか補助金に関する詳細は、中津川市のホームページをご覧ください。 <https://www.city.nakatsugawa.lg.jp>
- ・補助金交付にあたり、活動報告会（年度末の成果発表会）への参加も補助条件となります。

◆申し込み・問い合わせ先

中津川市役所 定住推進部 市民協働課

〒508-8501 中津川市かやの木町 2-1

TEL(0573)66-1111(内線 325) FAX(0573)65-5273

メールアドレス：kyodo@city.nakatsugawa.lg.jp

※ご質問等ございましたら、お気軽にご連絡ください。